

○ 実績目標(大) 2 : 酒類業の健全な発達の促進

実績目標の内容及び
目標設定の考え方

国税庁は、酒類業の所管官庁として、人口減少社会の到来、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を実施します。

また、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の健全な発達に向けて、適切な法執行の確保に取り組んでいきます。さらに、酒類業界の課題やニーズ等を把握し、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、酒類業の振興の強化に取り組むなど、積極的に役割を果たしていきます。

酒類業の振興に当たっては、官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組むとともに、制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題に対して適切に対応を図ります。また、独立行政法人酒類総合研究所（用語集参照）とも連携しつつ、酒類の安全性の確保と品質水準の向上、酒類製造業者の技術力の強化に取り組みます。さらに、中小企業の経営基盤の安定に配慮し、酒類業者の経営改善等に向けた取組を実施します。

農林水産物・食品の輸出については、先般5年ぶりに策定された「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、2030年の輸出額目標として5兆円と設定されました。日本産酒類については、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産省・地域の活力創造本部決定、令和7年5月30日最終改訂）において、清酒、ウイスキー及び本格焼酎・泡盛の3品目が輸出重点品目とされており、重点的に取り組むターゲット国・地域^(注)が定められていることを踏まえ、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、認知度向上や販路拡大支援等に積極的に取り組めます。

適切な法執行の確保については、酒類の公正な取引環境の整備に取り組むとともに、酒類の20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進や酒類に係る資源の有効な利用の確保といった社会的要請に対する取組も実施していきます。

(注) ターゲット国・地域

清酒 : 中国、米国、香港、韓国、EU・英国、台湾、シンガポール
 (「その他」の国・地域として東南アジア、中南米等含む)
 ウイスキー : EU・英国、米国、中国、台湾
 (「その他」の国・地域として東南アジア等含む)
 本格焼酎・泡盛 : 中国、米国、台湾
 (「その他」の国・地域としてブラジル、東南アジア等含む)

上記の「実績目標(大)」を達成するための「施策」

実 2-1 : 日本産酒類の輸出促進の取組

実 2-2 : 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応

実 2-3 : 酒類の公正な取引環境の整備

実 2-4 : 構造・経営戦略上の問題への対応

実 2-5 : 独立行政法人酒類総合研究所との連携

実 2-6 : 20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進

実 2-7 : 酒類に係る資源の有効な利用の確保

関連する内閣の基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和6年11月22日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」 (令和7年6月13日閣議決定) ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」 (令和7年6月13日) ○ 「地方創生2.0基本構想」 (令和7年6月13日閣議決定) ○ 「知的財産推進計画2025」 (令和7年6月3日知的財産戦略本部決定) ○ 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」 (令和2年4月3日農林水産物・食品輸出本部決定、令和7年6月17日最終改正) ○ 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」 (令和7年6月17日農林水産物・食品輸出本部決定) ○ 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」 (令和3年6月18日閣議決定) ○ 「食料・農業・農村基本計画」 (令和7年4月11日閣議決定) ○ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」 (令和2年12月15日農林水産物・地域の活力創造本部決定、令和7年5月30日最終改訂) ○ 「総合的なTPP等関連政策大綱」 (令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定) ○ 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」 (令和2年7月17日閣議決定) ○ 「農林水産物・地域の活力創造プラン」 (平成25年12月10日農林水産物・地域の活力創造本部決定、令和4年6月21日最終改訂) ○ 「アルコール健康障害対策推進基本計画」 (令和3年3月26日閣議決定)
---------------------	--

施策	実2-1：日本産酒類の輸出促進の取組
取組内容	<p>農林水産物・食品の輸出については、先般5年ぶりに策定された「食料・農業・農村基本計画」(令和7年4月11日閣議決定)において、2030年の輸出額目標として5兆円と設定され、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月15日農林水産物・地域の活力創造本部決定、令和7年5月30日最終改訂)に定める輸出重点品目(29品目)ごとの輸出額についても2030年の目標が定められました。</p> <p>日本産酒類については、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において清酒、ウイスキー及び本格焼酎・泡盛の3品目が輸出重点品目とされており、直近の改訂において重点的に取り組むターゲット国・地域ごとに2030年の輸出額目標が定められています。また、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の令和5年12月改訂により、今後の輸出増のポテンシャルが高い国・地域も新たなターゲット国・地域として位置付け、輸出先国・地域の多角化を図るとされたことを踏まえ、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、認知度向上や販路拡大支援等に積極的に取り組みます。</p> <p>また、関係省庁・機関等とも連携して、国際交渉を通じた関税や輸入規制の撤廃等に取り組みます。加えて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の令和3年12月改訂により、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)を見直し「有機酒類」(用語集参照)を対象に追加した上で、海外の規格との同等性の承認を得るための交渉を進めるとされたことを踏まえ、関係省庁と連携して当該交渉を進めるなど、輸出環境の整備に取り組みます。</p> <p>さらに、令和6年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」(用語集参照)について、文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等の関係機関と連携して、国内外での認知度向上等に向けて様々な広報活動に取り組みます。</p> <p>○参考指標1「酒類の輸出金額(酒類別含む)」[名称変更]</p>

定量的な測定指標

[主要] 実2-1-A-1：日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援 (単位：者)	会計年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	① 展示会等参加事業者数	400	500	550	400	550
	② セミナー参加事業者数	500	800	800	800	1,100	
実績値	① 展示会等参加事業者数	435	603	394	533		
	② セミナー参加事業者数	1,049	1,047	872	1,269		

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 展示会等参加事業者数は、展示会や商談会（オンライン開催や招へい分を含む）に参加した酒類事業者数及び現地参加した流通事業者数（商談会開催地でレストラン等関係者へ酒類販売ができる者の数）をいいます。

(注2) セミナー参加事業者数は、日本産酒類輸出促進コンソーシアム（用語集参照）開催のセミナー（オンラインで実施）に参加した酒類事業者数をいいます。

(目標値の設定の根拠)

令和7事務年度においては、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に定めるターゲット国・地域及び今後の輸出増のポテンシャルが高い国・地域等に酒類輸出コーディネーター（用語集参照）を配置し、日本産酒類輸出促進コンソーシアムとも連携した上で、同コーディネーターの活用による海外バイヤー向け商談会や海外レストラン等関係者向け商談会等を実施するほか、酒類等を対象とした海外展示会への出展による商談機会の提供を行うこととしています。

また、日本産酒類輸出促進コンソーシアムによる国内製造者と輸出商社等とのマッチング支援や輸出関連セミナーの開催等に取り組むこととしており、これらの取組について、以下の指標を設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえて設定しました。

- ① 商談機会である展示会等に参加した酒類事業者数（目標値：延べ550者以上）
- ② 日本産酒類輸出促進コンソーシアム開催のセミナーに参加した酒類事業者数（目標値：延べ1,100者以上）

○参考指標2「商談機会を提供した海外都市数」

○参考指標3「商談成立（見込）割合」

定量的な測定指標

[主要] 実2-1-A-2：日本産酒類の輸出促進のための中長期的観点からの支援 (単位：%)	会計年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	主な取組類型の実施割合	100	100	100	100	100
実績値	主な取組類型の実施割合	80	100	100	100		

(出所) 課税部酒税課調

(目標値の設定の根拠)

日本産酒類を含む農林水産物・食品の輸出目標の達成に向けて、日本産酒類の海外での消費定着に向けた中長期的観点から、国際的プロモーション、日本産酒類のブランド化の推進、酒蔵ツーリズムの推進など、様々な取組を企画して確実に実施していく必要があります。

令和7事務年度においては、日本産酒類の認知度向上等のための取組として、海外におけるプロモーション・イベントや海外酒類専門家の招へい等を通じた国際的な情報発信、酒類の地理的表示（GI）制度（用語集参照）の普及拡大に向けた取組を実施するほか、補助事業として、酒類業者によるブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓といった日本産酒類の高付加価値化や認知度向上に向けた取組、国内外の新市場を開拓するなどの酒類業の経営改革・構造転換に向けた取組への支援を実施することとしています。

これらの取組を以下の類型に分類し、それぞれの実施結果を総合した実施割合を指標として設定しており、目標値は、各取組を確実に実施していく観点から、100%としています。

- ① 国際的プロモーション

<ul style="list-style-type: none"> ①-1 海外酒類専門家の招へい等 ①-2 海外におけるプロモーション・イベント ② 日本産酒類のブランド化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ②-1 ブランド化推進に係る取組 ②-2 酒類の地理的表示（G I）の指定等に向けた事業者からの相談への対応や説明会等の実施 ③ 酒類事業者向け補助金による支援
○参考指標 4 「補助金説明会の開催回数・参加人数」
○参考指標 5 「酒類事業者向け補助金交付決定件数」

定性的な測定指標

実2-1-B-1：日本産酒類の輸出促進のための効果的・効率的な取組

（令和7事務年度目標）

日本産酒類の輸出促進のための取組については、事業者ニーズを踏まえつつ、関係省庁やジェトロ・JFOODO（用語集参照）、業界団体等の関係機関との連携も図りながら、酒類業界の状況に即した必要な支援を行うとともに、柔軟な対応に努めます。

具体的には、事業者ニーズを的確に把握し、関係省庁・関係機関と十分な情報共有や意見交換を行った上で、共同での事業実施や関係省庁・関係機関が有するネットワーク等を活用した効果的な事業の実施に努めます。

また、関係省庁と連携し、国際交渉を通じた関税や輸入規制の撤廃等に向けた取組を実施するとともに、有機酒類に係る日本農林規格と海外の規格との同等性の承認を得るための交渉を進めるなど、輸出環境整備にも取り組みます。

さらに、令和6年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」について、文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等の関係機関と連携して、国内外での認知度向上等に向けて様々な広報活動に取り組みます。

各事業の実施に当たっては、オンラインの活用等により実現可能で効果が見込まれる実施手段を検討します。

（目標の設定の根拠）

日本産酒類の輸出促進については、関係省庁・関係機関が連携して取り組んでいます。

各種事業については、事業者ニーズ等を的確に捉えるとともに、関係省庁・関係機関と緊密に連携して実施することが重要であり、目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています。

施策 実2-2：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応

取組内容

酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図り、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう以下の取組を行います。

1. 酒類製造業者への指導・相談

(1) 全国市販酒類調査

消費者が購入する段階である小売販売場から市販酒類を買い上げ、添加物などの安全性に係る成分、品質及び表示事項を調査し、その結果を酒類製造業者への技術指導に活用するとともに消費者に情報提供します。

(2) 酒類製造業者の製造工程の改善に関する指導・相談

全国市販酒類調査の結果等を踏まえ、酒類製造業者に対し製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施します。

なお、製造工程の改善に関する相談については、酒類製造業者から把握したニーズや技術相談についてのアンケート調査の結果を踏まえつつ、品質評価結果や理化学的根拠に基づき助言を行うなど、相談事務の質の向上を図ります。

2. 酒類の安全性の確保及び酒類業者のコンプライアンスの維持・向上

(1) 酒類の成分の実態把握等

国内外において取り上げられている酒類の安全性に係る成分について実態把握を行うほか、福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質に関する調査を実施し、その情報を提供します。

また、食品の成分等に関する国際規格を定めているコーデックス委員会（用語集参照）において、近年、酒類の安全性に係る成分についても多岐にわたって取り上げられていることから、酒類に係る規格等の策定に参画します。

(2) 酒類業者に対する表示事項確認調査等

消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類業者に対して、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」といいます。）に基づく酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項について講習会等において周知・啓発を行うとともに、表示事項確認調査や全国市販酒類調査を実施し、適正な表示がなされていない場合には、是正指導を行います。

また、酒類業者に対して、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務の履行状況について確認調査を実施し、適正に履行されていない場合には、是正指導を行います。

定量的な測定指標

[主要]	会計年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実2-2-A-1：酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度 (単位：%)	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	94.9	94.1	95.1	95.0	

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注1) 数値は、技術相談に関するアンケート調査において、「極めて良かった」から「極めて悪かった」までの7段階評価で上位評価（「極めて良かった」又は「良かった」）を得た割合です。

(注2) 令和7事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.72に記載しています。

(目標値の設定の根拠)

酒類製造業者に対して実施した製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術相談の満足度を測定するため、相談者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和6事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標1 「全国市販酒類調査点数」

○参考指標2 「酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数」

定性的な測定指標

実2-2-B-1：酒類の安全性の確保への対応及び酒類業者のコンプライアンスの維持・向上

(令和7事務年度目標)

酒類の安全性の確保のため、酒類の安全性に関する問題を把握した場合には、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行うとともに、酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るため、酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を行います。

(目標の設定の根拠)

酒類の安全性に関する問題を把握した酒類については、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行うことが酒類の安全性を確保するために重要であり、また、酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を行うことが酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るために重要であることから目標として設定しています。

○参考指標3 「酒類業組合法に基づき義務付けられた主な表示事項の表示がない酒類の割合」

○参考指標4 「酒類業者に対する表示事項確認調査実施件数」

施策 実2-3：酒類の公正な取引環境の整備

取組内容

酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（用語集参照）や、平成29年3月に制定・公表した「酒類の公正な取引に関する基準」（用語集参照）（以下「取引基準」といいます。）を酒類業者へ周知・啓発し、酒類業者の自主的な取組の推進を図ります。

また、取引基準等に照らし問題があると疑われる場合には、取引状況等実態調査を実施し、改善を指導するほか、必要に応じて公正取引委員会とも連携しつつ、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みます。

なお、取引状況等実態調査において改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促します。

定量的な測定指標

[主要]	事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実2-3-A-1：酒類の取引状況等実態調査による指示・指導事項の改善割合（単位：％）	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	97.6	100	100	N. A.	

（出所）課税部酒税課調
（注1）数値は、フォローアップ調査を実施した場合のうち、改善指導を行った取引等の全て又は一部が改善された場数の割合です。
（注2）令和6事務年度の実績値は、令和6事務年度実績評価書に掲載予定です。

（目標値の設定の根拠）
酒類の取引状況等実態調査において指示や指導をした事項が改善されているかを測定するため、その改善割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和6事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標1「酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数」
○参考指標2「酒類の公正な取引に関する基準に基づく指示及び指導件数」
○参考指標3「フォローアップ調査の実施状況」

施策 実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応

取組内容

中小企業が大半を占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、業界団体が実施する各種の取組を支援していくとともに、中小企業診断士等の専門家を講師とした研修の開催、融資制度や補助金等の中小企業支援施策等の情報提供、中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援等を実施します。

酒類業者向けの研修については、酒類業界の状況や課題等を踏まえ、経営管理、マーケティング、ブランド化のほか、海外展開、知的財産等を内容とする研修を実施することにより、酒類業者の経営改善に向けた自主的な取組を支援します。

また、日本酒造組合中央会（用語集参照）では、清酒製造業及び単式蒸留焼酎（用語集参照）製造業の近代化に資するため、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき、国内外に対する清酒及び単式蒸留焼酎の振興のための取組を行っています。当該事業については、補助金の交付によりその活動を支援します。

定性的な測定指標

[主要] 実2-4-B-1：構造・経営戦略上の問題への対応

（令和7事務年度目標）
業界団体が実施する酒類業者の経営改善のための各種取組については、団体側とも十分に意見交換を行いつつ、適切に支援を実施します。

また、酒類業者に対して、酒類業界の状況や課題を踏まえた有効な研修を企画・実施するとともに、中小企業支援施策等の情報提供や中小企業等経営力強化法に定める経営力向上計画の作成支援

	<p>等について、酒類業者の状況等を踏まえ適切に実施します。業界動向の把握・分析に努め、結果の情報提供を行います。</p> <p>日本酒造組合中央会の近代化支援事業については、制度の趣旨を踏まえた適切な補助金の執行を確保します。</p>
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>中小企業が多数を占める酒類業界においては、有用な情報提供や研修等の各種取組により、酒類業者の経営改善に向けた自主的な取組を支援していくことが重要であることから目標として設定しています。</p>
	<p>○参考指標 1 「経営活性化研修の開催回数・参加人数」</p>

施策	実 2-5 : 独立行政法人酒類総合研究所との連携
-----------	----------------------------------

取組内容	<p>酒類は、原料・製造方法等によりその品目及び税率が定められていることから、酒類の適正課税や適正表示を確保するための分析・鑑定を実施する必要があるほか、その安全性を確保するためにも分析を実施する必要があります。これらのうち、国税局で実施できない高度な分析・鑑定について、独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施します。</p> <p>また、酒類の品質水準の向上への対応及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援のため、国税局で実施する酒類の品質評価会や研究会等への審査員や講師の派遣を依頼するほか、その研究成果を講習会資料の作成に活用するなど、独立行政法人酒類総合研究所と連携した取組を実施します。</p>
-------------	---

定性的な測定指標

	<p>[主要] 実2-5-B-1 : 独立行政法人酒類総合研究所との連携による支援</p>
	<p>(令和7事務年度目標)</p> <p>酒類の適正課税や適正表示の確保、品質・安全性の確保並びに酒類製造業者の技術力の維持強化のための支援等に独立行政法人酒類総合研究所と連携して効果的に取り組みます。</p>
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>独立行政法人酒類総合研究所は、酒類に関する高度な分析・鑑定や酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図ることを目的としています。当該研究所と連携することは、高度な分析・鑑定、安全性の確保と品質水準の向上を図ること及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援等の実施のために重要であることから目標として設定しています。</p>
	<p>○参考指標 1 「国税庁から独立行政法人酒類総合研究所に対する依頼分析点数」</p> <p>○参考指標 2 「独立行政法人酒類総合研究所からの審査員・講師派遣件数」</p>

施策	実 2-6 : 20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進
-----------	-----------------------------------

取組内容	<p>20歳未満の者の飲酒防止等の社会的要請に対応するため、酒類販売管理研修実施団体に対して適切な酒類販売管理研修の実施について指導します。</p> <p>また、酒類販売管理協力員（用語集参照）を通じて酒類小売販売場の情報収集を行うとともに、酒類の販売管理調査を実施して酒類販売管理者（用語集参照）選任状況や「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の履行状況を確認し、問題点が認められた販売場に対して改善指導を行い、酒類の適正な販売管理の確保を図ります。</p> <p>さらに、関係各省庁と連携して全国的な広報啓発活動を行うほか、酒類業界が取り組んでいる20歳未満飲酒防止キャンペーンや酒類自動販売機撤廃の取組等について支援するなど、国民の20歳未満の者の飲酒防止に関する意識の高揚等を図ります。</p> <p>また、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を目的としたアルコール健康障害対策基本法に基づき策定した「アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）を踏まえ、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、関係各省庁と連携して全国的な広報啓発活動を行うほか、不適切な飲酒の誘引を防止するための</p>
-------------	--

酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援していきます。

定性的な測定指標

[主要] 実2-6-B-1：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進の取組

(令和7事務年度目標)

20歳未満の者の飲酒防止等を推進するため、酒類の適正な販売管理の確保を図るほか、広報啓発活動や酒類業界の取組の支援等を行います。

(目標の設定の根拠)

社会的要請に対応し、酒類の適正な販売管理体制の整備に取り組むとともに、広報啓発活動を行うことは、20歳未満の者の飲酒防止等を推進するために重要であることから目標として設定しています。

- 参考指標1 「酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認場数」
- 参考指標2 「酒類販売管理調査場数」
- 参考指標3 「酒類自動販売機の設置状況」

施策 実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保

取組内容

酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間（用語集参照）」等において、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行います。

定性的な測定指標

[主要] 実2-7-B-1：酒類に係る資源の有効な利用の確保への対応

(令和7事務年度目標)

地球規模の環境問題に関し、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の自主的な取組が促進されるよう、酒類業の事業所管庁として周知・啓発活動を行います。

(目標の設定の根拠)

酒類容器のリサイクル等についての周知・啓発活動を行うことは、社会的要請に対応し、酒類に係る資源の有効な利用を確保するために重要であることから目標として設定しています。

- 参考指標1 「酒類業組合等に対する行政施策の説明回数」

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

実績目標に係る予算額	4年度	5年度	6年度	7年度当初	行政事業レビューに係る予算事業ID
酒類業の健全な発達の促進に必要な経費（千円）	3,360,641	3,152,093	3,494,942	2,164,901	
日本産酒類の競争力強化・海外展開推進事業（千円）	1,332,053	1,200,273	1,350,497	913,729	001364
清酒製造業近代化事業費等補助金（千円）	599,832	620,130	813,164	623,164	001365
酒類業振興支援事業（千円）	—	—	1,301,695	601,732	018556
新市場開拓支援事業（千円）	—	600,000	—	—	001831

	日本産酒類海外展開支援事業 (千円)	1,401,695	701,695	—	—	001421
	独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金に必要な経費 (千円)	1,010,829	1,190,170	1,020,691	963,156	
	独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金 (千円)	1,010,829	1,190,170	1,020,691	963,156	001367
	独立行政法人酒類総合研究所施設整備に必要な経費 (千円)	103,289	130,000	133,397	—	
	独立行政法人酒類総合研究所施設整備費補助金 (千円)	103,289	130,000	133,397	—	002598
	合計(千円)	4,474,759	4,472,263	4,649,030	3,128,057	

担当部局等	長官官房(会計課)、課税部(酒税課、酒類業振興・輸出促進室、鑑定企画官)	実績評価実施時期	令和8年10月
--------------	--------------------------------------	-----------------	---------